

災害時相互支援協定 実施細則

(目的)

第1条 この細則は、災害時相互支援協定（以下「協定」という。）に基づき、協定の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(適用する災害等)

- 第2条 協定第2条に定めのない災害等によって、被災した地域の社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）から支援の要請があった場合には、協定を締結した市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）と宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）による協議を行い、人的及び物的被害の規模等を考慮し、支援の必要性が高いと思われる場合のみ適用するものとする。
- 2 協定第2条及び前項に掲げる災害について、支援活動を行う際に身体に著しく危険性が高いと考えられる場合は適用しないものとする。

(他県での災害への対応)

- 第3条 本県以外の支援活動については、県社協会長に対して全国及び北海道・東北ブロック道県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定に基づいて支援の要請があった場合には、協定を準用し支援を行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市町村社協及び県社協が独自の判断により実施する支援については、市町村社協及び県社協の意向を尊重するものとする。

(連絡体制)

- 第4条 市町村社協及び県社協は、協定に基づく連絡体制を構築するために、市町村社協は連絡担当者1人を指定し、県社協会長に対して災害時相互支援協定連絡担当者届出書（様式第1号）による届出を行うものとする。
- 2 市町村社協及び県社協は、連絡担当者に変更等があった場合には、県社協会長に対して1週間以内に災害時相互支援協定連絡担当者変更届出書（様式第2号）による報告を行うものとする。

(連絡調整)

- 第5条 県社協は、協定第8条の定めに基づき、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。
- (1) 平時における対応
- イ 緊急時の連絡網・手段の確立に関すること。
 - ロ 派遣職員の養成及び確保に関すること。
 - ハ その他日常的取組に必要な事項
- (2) 災害時における対応
- イ 被災地社協の被災状況の把握に関すること。
 - ロ 支援の決定及び支援の期間の協議に関すること。
 - ハ 先遣活動に関する調整及び派遣職員の調整に関すること。
 - ニ その他支援を円滑に行うために必要な事項

(職員の養成及び確保)

- 第6条 県社協は、協定第9条に定める災害支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）と連携を図りながら、協定に基づく相互支援が円滑に行えるように人材育成研修等を計画的に実施するものとする。
- 2 市町村社協及び県社協は、支援活動を的確に遂行できる職員の養成及び確保に積極的に取り組むものとする。

(経費負担及び財源の確保等)

- 第7条 協定第10条に定める経費負担については、市町村社協及び県社協で協議し県社協会長が決定するものとする。
- 2 県社協会長は市町村社協及び県社協の負担を軽減するために、相互支援に要する費用の財源について、公的機関及び民間機関等からの財源の確保に努めるものとする。

(災害補償)

- 第8条 協定第4条に基づき被災地社協へ派遣される職員が任務の遂行上において事故（負傷、死亡等）が生じた場合には、原則としてその職員の所属する市町村社協及び県社協が本人又はその遺族に対して必要な補償を行うものとする。
- 2 市町村社協及び県社協は、必要に応じて被災地社協へ派遣される職員に対して災害時に対応する保険等へ加入するものとする。

(細則の変更)

- 第9条 この細則に定めのない事項については、連絡会議において協議し、県社協会長が別に定める。

附 則

この細則は、協定が締結された日から適用する。